

2010年8月24日 全4頁

# 番号制度に関する検討会 論点整理を公表

資本市場調査部  
鳥毛 拓馬

## [要約]

- 2010年6月29日、政府の「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」が「中間取りまとめ」を公表した。
- 今般の「中間取りまとめ」では、①「利用範囲」、②「制度設計」、③「保護の徹底」という3つの視点からの「選択肢」を提示している。
- この「中間取りまとめ」に関して、内閣官房国家戦略室は、2010年8月16日までパブリックコメントを求めている。

## 1. はじめに

- 2010年6月29日、政府の「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」が「中間取りまとめ」を公表した。
- 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」は、民主党政権の発足に伴い、国家戦略室に設置されたものであり、2010年2月8日から番号制度に関する議論が行われていた。
- 国家戦略室は、「中間取りまとめ」に対するパブリックコメントを2010年8月16日まで求めている。
- 本レポートでは、「中間取りまとめ」に関して、従来の議論をふまえて概説するものである。

## 2. 番号制度の利用範囲

- 「中間取りまとめ」では、番号制度の利用範囲に関して、①税務のみ、②税務と社会保障（現金給付のみ）、③税務と社会保障（現金給付と社会保障サービス）、④行政全般の4パターンを提示している。  
①はドイツ型、②と③はアメリカ型、④はスウェーデン型とされている。
- ドイツでは、納税者番号として2003年に税務専用の番号（税務識別番号）が設けられ、2009年から一部の税務で利用されている。

- 税務識別番号は、原則として、税務のみに利用され、他の行政機関は利用することが禁止されている<sup>1</sup>。
- 米国では、もともと社会保障制度の対象者について年金の給付や保険料の納付の状況を管理するために用いられていた社会保障番号が税務目的でも利用されており、税務行政の適切な執行を確保する観点から、給与所得情報のマッチング等に活用されている<sup>2</sup>。
- スウェーデンやデンマークでは、住民登録制度においてすべての国民に出生などの際に自動的に付与される番号が利用されており、税務を含む行政分野に利用されている。

### 3. 番号制度の制度設計

- 番号制度の制度設計に関して、「中間取りまとめ」では、①番号に何をを使うか、②情報管理をどうするかという2点につき、論点を提示している。
- ①番号に何をを使うかに関しては、従来から議論があり、既に存在している住民票コード、基礎年金番号、あるいは、新しい番号として住民票コードと対応させた番号、といった3つの番号の利用が提示されている。

#### (1) 基礎年金番号

- 基礎年金番号とは、国民年金・厚生年金保険・共済組合などすべての公的年金制度に共通して使用される番号である。
- 基礎年金番号は、年金事務を行う民間事業者のみ告知を求めることが認められている。
- このため、例えば、納税者と年金事務を行う民間事業者以外の民間事業者（金融機関等）との間での自己証明・本人確認の場面において、基礎年金番号を使用できないという問題がある。
- また、そもそも年金制度に加入していない未成年者等には付番されない。
- したがって、現時点においては、基礎年金番号をそのまま番号制度に利用することはできない。

#### (2) 住民票コード

- 住民票コードとは、住民票に記載されている番号で、無作為に作成された10ケタの数字と1ケタの検

---

<sup>1</sup> 政府税制調査会海外調査報告 (<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryoku/pdf/sg5kai5-2.pdf>)

<sup>2</sup> 政府税制調査会海外調査報告 (<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryoku/pdf/sg5kai5-1.pdf>)

査数字<sup>3</sup>を組み合わせたものである。

- 住民票コードは、基礎年金番号と異なり、居住者すべてが付番の対象となっている（一部住基ネット不参加の自治体の居住者を除く）。
- もっとも、住民票コードは、日本国籍があり、住民登録をした者の住民票に記載されるものである。このため、外国人は、住民票コードの対象から除かれる。この点は、基礎年金番号と異なる。住民票コードを番号制度に利用するとした場合には、外国人に付番されていないという問題点を解決しなければならない。
- さらに、住民基本台帳法では、民間事業者（金融機関等）が、住民票コードの告知を求めることが一切禁止されていることから、基礎年金番号と同様に、自己証明・本人確認の場面において、住民票コードを利用できないという問題がある。
- したがって、仮に住民票コードを番号制度に用いるとした場合には、住民基本台帳法の改正を含めた法令の措置が必要となるであろう。

### （3）新しい番号

- 新しい番号として住民票コードと対応させた番号が候補に挙げられている。

### （4）情報管理

- 番号の情報管理に関して、「中間取りまとめ」では、各分野の番号を一本に統一し、情報を一元的・集中的に管理する**一元管理方式**と情報を各分野で分散管理し、中継データベースを通じて、共通番号を活用して連携する**分散管理方式**、の2方式を提示している。
- 一元管理方式は、一元的・集中的に管理できるので、管理・連携は容易である一方で、プライバシー侵害の懸念があり、一旦情報漏れ等の事故が生じた場合の被害は甚大であるとされる。一元管理方式を採用している国として、米国、韓国等が挙げられる。
- これに対して、分散管理方式は、中継データベースの運営管理等が必要となるが、プライバシー侵害の懸念や、一旦情報漏れ等の事故が生じた場合の被害は少ないとされる。分散管理方式を採用している国としてオーストリアが挙げられる。

---

<sup>3</sup> 住民票コードを電子計算機に入力するときの誤りを検出することを目的として、総務大臣が定める算式により算出される数字

## 4. プライバシー保護など

○番号制度を実現するに当たり、最大の障壁といわれているのがプライバシーの保護などの問題である。  
番号制度に関連して、国民の懸念する事項として、「中間取りまとめ」では、次の3点を挙げている。

- ・ 国家管理への懸念（国家による国民の監視・監督に使われるのではないか、など）
- ・ 不正行為のリスク（偽造やなりすましなどによって、不正にのぞき見されるのではないか、など）
- ・ 目的外利用のリスク（勝手に個人情報を目的外に利用することが生じるのではないか、など）